

(趣旨)

**第1条** この基準は、本市が新設し、又は改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に基づく事業により道路管理者と協議の上施行される道路を含む。）以外の道路を市道に認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定条件)

**第2条** 市道の認定条件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 道路幅員が4メートル以上であること。
- (2) 道路の起点及び終点が国道、県道、市道又は前号及び第4号に規定する条件を満たす農道若しくは林道に接続していること。
- (3) 道路の敷地内の私有地が本市に無償寄附されること。
- (4) 道路の構造が次の条件を満たしていること。
  - ア 原則として道路の側溝が整備されており、流末処理されているもの
  - イ アスファルト舗装又はコンクリート舗装がされているもの
  - ウ 曲線半径が著しく短くないもの
  - エ 縦断こう配が著しく急でないもの
  - オ 道路管理上支障となる物件がないもの

(認定条件の特例)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当するものは、市道として認定できるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、学校、公園等公共施設に通ずる道路で、特に必要と認められるもの
- (2) 前条第2号の規定にかかわらず、起点又は終点いずれかが公道に接続し、転回広場等が設置された道路で、特に必要と認められるもの
- (3) 前条第4号イの規定にかかわらず、路面の状態が良好であり、一般の交通に支障がない道路で、特に必要と認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める道路

(申請手続)

**第4条** 市道の認定の申請手続は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) **認定申請**
  - ア 認定申請書（様式第1号）
  - イ 一般平面図（位置図）
  - ウ 更正図（写し）
  - エ 土地所有者（権利者）の認定同意書（様式第2号）
- (2) **寄附採納承認申請**
  - ア 寄附採納承認申請書（様式第3号）
  - イ 土地所有権移転登記承諾書
  - ウ 登記原因証明情報

**附 則**

この基準は、平成18年4月1日から実施する。